

議案第 47 号

瀬戸内市水道事業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び瀬戸内市
病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正すること
について

瀬戸内市水道事業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び瀬戸内市病院
事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するも
のとする。

令和8年6月4日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

令和7年2月12日給実甲第1350号で定められた管理職員特別勤務手当の運用について、瀬戸内市職員の給与に関する条例が令和7年4月1日より施行されているのと同様に、瀬戸内市水道事業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び瀬戸内市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例を改正するもの。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市水道事業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び瀬戸内市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

(瀬戸内市水道事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第1条 瀬戸内市水道事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成16年瀬戸内市条例第161号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「勤務する」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)」に、「勤務する」を「勤務をした」に改める。

(瀬戸内市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 瀬戸内市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年瀬戸内市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「勤務する」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)」に、「勤務する」を「勤務をした」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸内市水道事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成16年瀬戸内市条例第161号)新旧対照表 (第1条関係)

現行	改正後
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第13条 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は第11条第3項に規定する休日等(次項において「週休日等」という。)において勤務する 場合に支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの</u> 間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務する 場合に支給する。</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第13条 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は第11条第3項に規定する休日等(次項において「週休日等」という。)において<u>勤務をした</u>場合に支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合に支給する。</p>

瀬戸内市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年瀬戸内市条例第47号)新旧対照表 (第2条関係)

現行	改正後
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第15条 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定により管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は第13条第3項に規定する休日等(次項において「週休日等」という。)において勤務する 場合に支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、第4条の規定により管理職手当を支給される職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u> であって正規の勤務時間以外の時間に勤務する 場合に支給する。</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第15条 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定により管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は第13条第3項に規定する休日等(次項において「週休日等」という。)において<u>勤務をした</u>場合に支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、第4条の規定により管理職手当を支給される職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合に支給する。</p>